

企業買収後の PMI に係る税務のポイント

Issue 108, April 2018

In brief

企業買収によるシナジーの最大化を目指す上で、買収後の統合プロセス(PMI)は非常に重要な意味を持ちます。税務の観点からは、特に海外企業の買収においては、買収対象企業の所在地国の税務と日本の税務の双方を検討しながら、それぞれの税務リスクやグループ全体としての実効税率への影響を分析していく必要があります、検討すべき課題が広範囲に及びます。

本稿では、PMI において検討事項となる税務上の課題の一例を紹介しながら、PMI を成功させるために筆者が重要と考えるポイントを取り上げます。

In detail

1. 企業買収後の統合プロセス(PMI)

企業買収においては、買収先の検討や売手との交渉を経て、合意を達成するまでが一つのマイルストーンとなりますが、買収の目的である企業価値の向上を実現していくためには、むしろ買収実施後の統合プロセス(ポスト・マージャー・インテグレーション、以下「PMI」)に重きが置かれます。そして、PMI に関連するタスクは一般的に多岐に渡りますが、特に海外企業を買収する局面においては、日本のみならず、買収対象会社の現地国、買収事業に関連する第三国のそれぞれにおけるビジネス・法務・会計・税務・人事労務といった様々な分野の課題を検討していくことになり、これ自体が一つの大きなプロジェクトとなり得るものです。統合の効果を早期に実現するためには、統合の方針と優先的取組み課題を定め、これに合わせたタスクとスケジュールを組み立てて管理し、関連のある他の分野とも相互に連携を図りながら一体的に進めていく必要があります。

2. PMI に関連する税務上の課題

PMI における税務上の課題としては、例えば以下のような事項が考えられます。

(1) クロージング関連

- ① 買収ステップとしての組織再編の実行
- ② クロージングに伴う各種税務コンプライアンスの対応
- ③ 税務パーチェス・プライス・アロケーション
- ④ 買収関連費用の税務上の取扱いの検討

(2) 事業モデル・ストラクチャー関連

- ① 買収事業運営に係る資本政策・ファイナンス手法の検討

- ② 買収事業と既存事業の損益通算によるタックス・キャッシュフローの改善
 - ③ 移転価格・関税プランニング(統合後のサプライチェーン、開発拠点・無形資産を含むグループ各社の機能・役割の見直し)
 - ④ 買収後のグループ内再編の税務取扱いの検討
- (3) 税務コンプライアンス・ガバナンス関連
- ① 対象会社の税務部門の統合、税務コンプライアンス・税務会計レポーティング体制の構築、グループ税務ポリシーの導入
 - ② 移転価格文書化対応
 - ③ 対象会社現地の税務リスク対応、税務デュー・ディリジェンス検出事項のフォロー
 - ④ 対象会社・その子会社群に係る日本のタックスヘイブン対策税制の影響・対応策の検討

なお、実際には個々の買収対象会社の状況や買収手法によって検討課題は異なることから、事案に応じて取り組むべき課題を検討していくことになります。

3. PMI プランニングの重要性

買収のクロージングをスムーズに行い、統合によるシナジーを効率的に引き出すには、上記 2. の課題の個別検討に加え、事前のプランニングが不可欠です。特にクロージングのプロセスでは、買収に伴う各種税務手続きを期日までに完了させる、買収に係る税務会計上のインパクトを適時に決算に反映させるなど、時間の制約がある中で対応を迫られる項目が多く、個々のタスクとスケジュールが相互に影響して管理が複雑になることもあります。そのため、事前に十分なプランニングを行い、関係者間で情報・認識の共有を図っておくことがスムーズな進行のポイントとなります。

また、買収後において、既存事業との更なる統合や重複している事業の整理のため、グループ内の組織再編を実施したり、グループの事業ストラクチャーを見直すような場合には、当初想定していた買収時の課税関係に影響が生じることもあるため注意が必要です。予期せぬ課税の発生を避けグループの実効税率の効率化を図るためにも、初期の段階から統合後の全体像を見据えた検討が望まれます。

統合過程におけるグループ内再編について事前の検討が重要となる事項の一例としては、2018 年度税制改正におけるタックスヘイブン対策税制の改正論点があります。本制度は、外国法人の統合に関する一定の統合計画書に基づく対象会社株式等の譲渡益について、タックスヘイブン対策税制上の適用対象金額から控除することを可能とするものであり、PMI における重要なプランニング項目となります。詳細は Transaction M&A News「2018 年度税制改正におけるタックスヘイブン対策税制の見直しによる PMI に伴うグループ内組織再編の円滑化」(2018 年 2 月号)をご参照下さい。

4. PMI の税務におけるその他の留意点

(1) 海外企業買収時

◆ 現地国と日本、双方向からの検討

海外企業の買収においては、まずは現地国における税務リスクや買収時の課税関係が注目されますが、最終的にはグループ全体で実効税率を見ていくことになりますので、現地国だけでなく、その対象会社を保有する親会社に係る日本の課税関係も検討する必要があります。具体的には、買収対象会社から日本の親会社までの資金還流に伴う課税や、対象会社と親会社との関係会社間取引に関する移転価格税制、現地国において対象会社が組織再編等を行う場合の再編当事会社の株主としての課税、タックスヘイブン対策税制による合算課税などがあります。これらについては、対象会社である外国事業体やその取引が、現地法律上どのような性質であり、また現地国の税務上どのように取り扱われるかをふまえて、日本の税務上の取扱いを検討していく必要があります。

◆ 双方向からの検討例ータックスヘイブン対策税制

上記 3.でも触れたタックスヘイブン対策税制については、2017 年度税制改正以後、制度の適用対象範囲が広がっています。すなわち、従来は租税負担割合が 20%以上の場合は適用除外とされていましたが、改正後は租税負担割合が 20%以上であってもペーパーカンパニー等一定の外国関係会社に該当すれば会社単位で合算課税がされることになりました(租税負担割合が 30%以上の場合は合算課税対象外)。米国における大幅な税率引下げにも見られるように、諸外国の実効税率は近年引下げが進んでおり、これまで以上にタックスヘイブン対策税制の検討を要する海外子会社の範囲が広がっていくことが予想されます。タックスヘイブン対策税制により合算課税が生じる場合には、合算対象となる所得が日本の実効税率で課税されることとなりますが、外国子会社が現地国にて納めた税について日本で外国税額控除が適用できない場合は二重課税となり、グループの実効税率が大幅に悪化することもあり得ます。

本税制の特徴的な点は、対象となる海外子会社の行う取引やそこから生じる所得が、現地国の税制上どのように取り扱われるかに基づいて、タックスヘイブン対策税制上の取扱いを検討することになる点です。しかしながら、諸外国における独自の税制や外国事業体が日本のタックスヘイブン対策税制上どのように取り扱われるかについて、法令上は依然として明確となっていない点が多く、税務リスクの生じやすいエリアとなっています。例えば、現地国の税制により連結納税制度を導入している場合の租税負担割合の考え方や、外国事業体自身は納税主体とならずその株主等が納税主体となる場合の取扱いは、個別の事案ごとに検討が必要となります。買収時や統合過程における組織再編においては、タックスヘイブン対策税制による潜在的リスク金額も多額となる傾向があることから、税務専門家を交えた慎重な検討が望まれます。

なお、日本の親会社が第三国の持株会社を経由して買収対象会社に投資を行うような場合には、さらに持株会社設置国の税務及び法務上の取扱いを確認することとなります。

(2) 統合実施後のメンテナンス

以上のように、統合の実行フェーズでは、買収対象事業と既存事業のシナジー効果の実現を求めて、グループ全体の事業モデルと実効税率の最適化、税務リスク低減のためのガバナンスの強化などを進めていくこととなります。これらの取組みによる統合の効果を長期的に維持していくためには、定期的に効果をモニタリングし、日本や現地国の税制改正による影響のチェックや事前の対策、移転価格の見直しなどのフォローを継続的に実施していくことが大切です。そのため、統合の過程において、対象会社から現地の税務リスク、税務実務に関する情報がタイムリーに報告されてくる仕組みを整えておくことは、ガバナンスだけでなく統合効果の最大化の観点からも効果的です。

5. おわりに

買収後の PMI といっても実施すべき内容や重要課題は案件によって様々です。海外企業の買収では日本から現地の状況が見えにくく、予定通りに PMI が進まないケースも多く見られますので、統合の全体像を見据えた事前のプランニングとゴール設定、関係者間の密な連携を通じて、着実に PMI を進めていくことが企業価値向上という最終目的の達成につながります。

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話 : 03-5251-2400 (代表)

Email: pwjapan.taxpr@jp.pwc.com

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

小野寺 美恵

03-5251-2791

mie.onodera@pwc.com

パートナー

山岸 哲也

03-5251-2460

tetsuya.t.yamagishi@pwc.com

マネージャー

木野 明日香

080-3211-7306

asuka.a.kino@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 158 カ国に及ぶグローバルネットワークに 236,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2018 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。